

令和5年度第1回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 令和5年6月7日（水） 14:00～14:40

2 場 所 新居浜市消防防災合同庁舎4階 入札室

3 出席者（委員）※敬称略

【被保険者代表】 藤川 妙子 鴻池 多喜子 石井 千恵子 柴田 智恵子

【保険医又は保険薬剤師代表】 今中 徹

【公益代表】 仙波 憲一 河内 優子 野田 明里 頼木 熙子

【被用者保険等保険者代表】 尾崎 行雄 三浦 淳一郎

【事務局】 古川福祉部長 真鍋国保課長 岩崎副課長 藤岡係長

4 欠席者（委員）3名 ※敬称略

【保険医又は保険薬剤師代表】 江盛 康之 北村 好隆 村上 宏之

5 傍聴人 0人

6 議題

(1) 正・副会長の選任について

(2) 諮問事項について

(3) その他

事務局

ただいまから令和5年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を開会します。私は国保課の岩崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず、本日の出欠についてですが、保険医代表の江盛委員さん、北村委員さん、保険薬剤師代表の村上委員さんの3名の委員さんから欠席のご連絡がありましたので、報告します。

それでは、今年度1回目の運営協議会であり、委員交代等もありましたことから、委員の皆様方に、簡単に自己紹介をお願いします。

仙波委員さんから、お願いします。

(委員自己紹介)

事務局

ありがとうございました。続いて、事務局からも自己紹介をさせていただきます。福祉部長からお願いします。

(事務局自己紹介)

事務局

なお、本日の会議については、新居浜市国民健康保険条例施行規則第6条に規定の全委員の2分の1以上かつ各代表委員1名以上の出席の条件を満たしており、会議は成立していることを報告します。あわせて、この会議は公開とさせていただきますので、ご了承ください。

次に、開会に当たり、古川福祉部長から、一言ご挨拶を申し上げます。

(福祉部長挨拶)

事務局

ありがとうございました。

続いて、これより議事に入りますが、正・副会長が選出されるまでの間、国保課長が司会進行します。よろしくお願い致します。

国保課長

それでは、会長・副会長が決まるまでの間、議事進行をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議事に先立ちまして、議事録署名人の決定を行います。

今回は、被保険者代表の石井委員さんと、保険医代表の今中委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

国保課長

両委員さん、よろしくお願い致します。続いて、正・副会長の選任を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料、令和5年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会資料の1ペー

ジをお開きください。

正・副会長の選任につきましては、新居浜市国民健康保険条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、公益を代表する委員から、全委員が選挙することになっております。

大変恐縮ではございますが、あらかじめ公益を代表する委員の皆様に御協議いただき、会長に仙波委員さん、副会長に頼木委員さんの御推薦をいただいております。以上です。

頼木委員 御推薦いただきましたが、どなたか交代していただけないでしょうか。

仙波委員 河内委員さん、どうですか。

国保課長 ここで、皆様におはかりします。

ただいま御推薦のありました会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

続いて、副会長の選任につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

出席委員全員の賛成によりまして、会長及び副会長が選任されました。仙波委員さん、河内委員さん、会長・副会長席へ移動をお願いします。それでは代表して仙波会長にご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。

続きまして、諮問書の交付を行います。古川部長、よろしくをお願いします。

福祉部長 (福祉部長 → 会長へ交付)

会長 それでは議題2、諮問事項について、事務局から説明を求めます。

国保課長 諮問事項について、説明します。お手元の資料、令和5年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会資料の2ページをお開きください。

まず、現在の国民健康保険の財政状況等について説明します。

本市の国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く、医療費が高い反面、被保険者の所得水準が低く、国民健康保険料収入は少ないため、国保事業特別会計においては、一般会計からの繰入れを行い、収支を整えている状況です。

資料3ページをお開きください。

このような状況でありますことから、国民健康保険事業運営の健全化に向けて、愛媛県国民健康保険運営方針に基づき、一般会計からの繰入れによる赤字補填を解

消し、また平成30年度から開始されました国保の県単位化による、保険料率の統一に備えて、複数年をかけて、段階的に、愛媛県が提示している標準保険料率に近づけることとして、令和4年度から、保険料率の見直しを実施しました。

資料4ページをご覧ください。

令和5年度の国民健康保険料については、令和5年2月3日に、市長から本協議会に諮問があり、2月15日開催の本協議会において、審議し、諮問のとおり、答申することとして、2月17日に答申を行い、保険料率を決定しました。令和4年度に引き続き、令和5年度保険料率の見直しを行いましたことから、一定の収支改善を見込んでおりました。

資料5ページをお開きください。

しかしながら、想定を上回る被保険者数の減少や、被保険者の所得額の減少などによる保険料収入の大幅な減少のため、令和5年3月31日に、一般会計からの繰入額を増額する補正予算の専決処分を行い、収支を整えなければならない状況となりました。

この保険料収入減少は、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したこと、従業員数501名以上の企業に義務化されていたパート・アルバイトの方の社会保険加入が、令和4年10月からは、従業員101人以上の企業が義務化の対象となりましたことから、収入が300万円程度の被保険者の方が多数、国保を脱退されたことが要因の一つであると考えています。国保被保険者の総所得は、約97億円から91億円と6億3,000万円減少しました。

そのため、現在の令和5年度国民健康保険料率（案）の水準では、資料5ページ下段にありますように、さらに約1億円の不足が見込まれ、愛媛県へ納める事業費納付金を、国保事業特別会計から支出することは、きわめて困難であり、また本市の財政状況も厳しさを増す中、予算額を上回る一般会計繰入金による赤字補填はできない状況となっております。

そのため、愛媛県が県内市町ごとに、事業納付金の確保に必要な標準的な水準を定めた、標準保険料率水準ベースに令和5年度予算並みの保険料収入を賄うために保険料率（案）を改正する必要があるとございます。

資料6ページをご覧ください。

よって、令和5年度国民健康保険料については、令和4年度第2回運営協議会で提示し、市長に答申を行いました当初の案から、見直し案へ変更しようとするものです。

資料7ページをご覧ください。

令和5年度の国民健康保険料率の改善点には、7ページ掲載の2点から見直し案を作成しました。

資料8ページをご覧ください。保険料率見直し（案）への影響について説明しますと、国民健康保険料は世帯の構成人数と世帯年収で大きく変わりますことから、大まかなパターンとして7つの例を資料の8ページ、9ページで示させていただいています。当初予定していた保険料率における保険料と、今回の見直し（案）における保険料を比較したものを記載しておりますので、お目直しをお願いできたらと

思います。

なお、賦課限度額については、国の政令の改正に従い、後期高齢者支援金等分を20万円から22万円へ引上げ、医療分を現行の65万円、介護分は現行の17万円での据え置きとし、全体の賦課限度額を104万円にすることとしています。

資料10ページをご覧ください。

なお参考ではありますが、今回の見直し案で1人当たり平均の保険料の額としましては、県内11市中6位となる見込みです。

以上で諮問事項の説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

ただいまの説明について、何かご質問やご意見はありませんか。

三浦委員

資料5ページの令和5年度の収入予算額が約17億6千万円、収入見込額が約16億5千万円で、約1億円の減収見込みとのことですが、被保険者数が減少すれば、保険料収入は減りますが、医療費はどれくらい減ると考えていますか。

福祉部長

国保事業会計の仕組みとして、保険料収入を直接、医療費に充てるのではなく、県への事業費納付金に充当しています。被保険者が減ると医療費も減りますが、医療費低減の影響は、来年度、再来年度の事業費納付金の額に反映されることとなります。被保険者が減少していても、5年度の事業費納付金額は、令和5年2月に県から提示された金額のままです。例えば5年度の例で申し上げますと、4年10月から被保険者数が減少していますので、4月から3月までの被保険者数の見込数が、10月からの減少分よりも少なければ、2年をかけて事業費納付金額が減少することも予想されます。県の事務であるため、詳細はわかりませんが、被保険者数が減少し、医療費が減り、保険料が下がるというのは、仕組みとして、来年度以降であるということをご理解いただきたいと思います。

事務局

令和4年度決算で保険給付費は、約85億4,200万円となっていますが、令和5年度当初予算は、例年どおり約90億円を計上しています。これは例えば、お一人でも超高額の療養給付費を支出する場合もあり、保険給付費が大きな変動の要素を持っているため、被保険者数の減少による保険給付費の低減につながらない場合もあると考えているためです。

また保険給付費は、県支出金のうち普通交付金を充当しますが、保険給付費の財源となる事業費納付金を県に市は納付する必要があります。事業費納付金については、先ほど福祉部長から説明したとおりです。事業費納付金の額は、県が県内の市町のような様々なデータを集めて、各市町の納付金額を算出し、県が提示した金額そのままを納付しています。その金額は、例えば愛媛県内の保険給付費を、県内において新居浜市がどれほどシェアしているのかなどによって決定されているため、医療費を抑えることが、保険料を下げるために必要であると考えています。

福祉部長

5年度の事業費納付金について当初、4年度の状況に基づいて、事業費納付金の

うち、医療給付費分は、約21億2,107万2千円の金額の内示がありました。その他、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて、29億1,957万4千円の内示がありました。（4年度の事業費納付金額のうち、医療給付費分の額は21億8,889万1千円）4年度の医療給付費分よりも、5年度の内示額は減額している上に、年度末の確定額では21億567万3千円と、さらに減額に見直しされています。実際に、事業費納付金額の減少として現れた金額は、保険料収入額が減少した金額にまでは至っておりませんが、5年度の事業費納付金額に表れていると考えられます。

会長 ただいま事務局から説明のありました諮問事項について、本来でしたら、委員の皆様方に十分にご審議をいただき、本協議会から答申を行うところでございます。しかし本日、急きょお集まりいただきましたとおり、本市の国保事業の安定的な運営のためには、令和5年度の保険料率を早急に見直し、改めて決定する必要がございます。そのためのスケジュールについて、事務局から説明します。

事務局 お手元の資料、スケジュールについて、ご覧ください。
まず、委員の皆様方に、6月12日、月曜日までにお手元に配付の協議事項回答書をご提出いただき、結果を取りまとめ、6月14日、水曜日に事務局から、委員の皆様へ協議結果及び議事録の送付を予定しております。6月15日、木曜日までに諮問に対する答申を行い、答申後の15日から、令和5年度保険料率による賦課テストを重ねて、6月30日に国民健康保険料の告示を行います。令和5年7月31日に、5年度第1期の納期限を控えておりますため、7月中旬に国民健康保険料決定通知書を送付します。そのための準備を、7月から進める予定といたしております。以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、大変タイトなスケジュールとなっております。委員の皆様には申し訳ありませんが、回答書の提出等について、ご配慮をお願いしたいと思います。
全体を通じて何かご意見、ご質問はありませんか。

福祉部長 たびたび申し訳ございません。確認いただきたい点について、重ねて説明させていただきます。
資料6ページをお開きください。4つある列のうち、一番左の列が、今年の2月にご答申いただいた保険料率ですが、これを一番右の列の見直し案に、見直しを行いたいというものです。この部分が諮問の内容になっています。
次に資料10ページをお開きください。4年度の1人当たりの保険料は県内11市中、11番目となっております。今回、ご検討いただきたい令和5年度保険料率（案）に見直ししますと、県内で中位に位置します。この点については、将来の保険料の県内統一化に向けて、中位に位置し、維持することが必要となるためです。
また今年度、1億5千万円の法定外繰入れについて、見直しをすれば必要がない

わけではなく、法定外繰入れをした上で不足額を補うには、今回の保険料率の改定が必要な状況にあることをご理解いただきたいと思います。

最後に、表紙に丸秘と記載しています。資料10ページについては、他市が公開されていない数字が、今回確認した内容に含まれているため、委員の皆様から、他にお話しされることのないように、お願いしたいと思います。以上です。

会長 最後に事務局から、お願いします。

国保課長 先ほど会長からお話しいただきましたとおりですが、6月12日、月曜日を期限とさせていただいております協議事項回答書の御提出について、よろしくお願ひします。

次回、第2回運営協議会は、10月の開催を予定しています。よろしくお願ひします。以上です。

会長 これをもちまして、令和5年度第1回新居浜市国民健康保険運営協議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。

協議事項 令和5年度新居浜市国民健康保険料の諮問事項について 【承認】

(協議事項回答書の取りまとめ結果)

委員数	14人
承認	14人
不承認	0人

御意見

医療費抑制の取組や、予防医学の促進（特に若年層）等にも力を入れていただきたい。

以上のとおり、会議のてん末を記録し、相違ないことを証明します。

令和5年6月13日

新居浜市国民健康保険運営協議会 被保険者代表委員

石井千恵子

新居浜市国民健康保険運営協議会 保険医代表委員

今中徹